

保安基準適合標章をフロントガラスに貼付する場合の注意事項

保安基準適合標章（以下、「適合標章」という。）の様式が改正され、新様式については一定の条件の下に、自動車の前面ガラス（以下、「フロントガラス」という。）の室内側に貼付することが可能となりました。ただし、フロントガラスに貼付する場合は、道路運送車両の保安基準第 29 条等の規定に適合していることが必須となりますので、次の貼付例を参考に、適切な対応をお願い致します。

1. 貼付できる適合標章のサイズ

フロントガラスに貼付する場合は、図 1 のように有効期間記載面と注意事項記載面が表裏面となるように適合標章（余白部分を除く）を 2 つ折りにしたものに限られます。

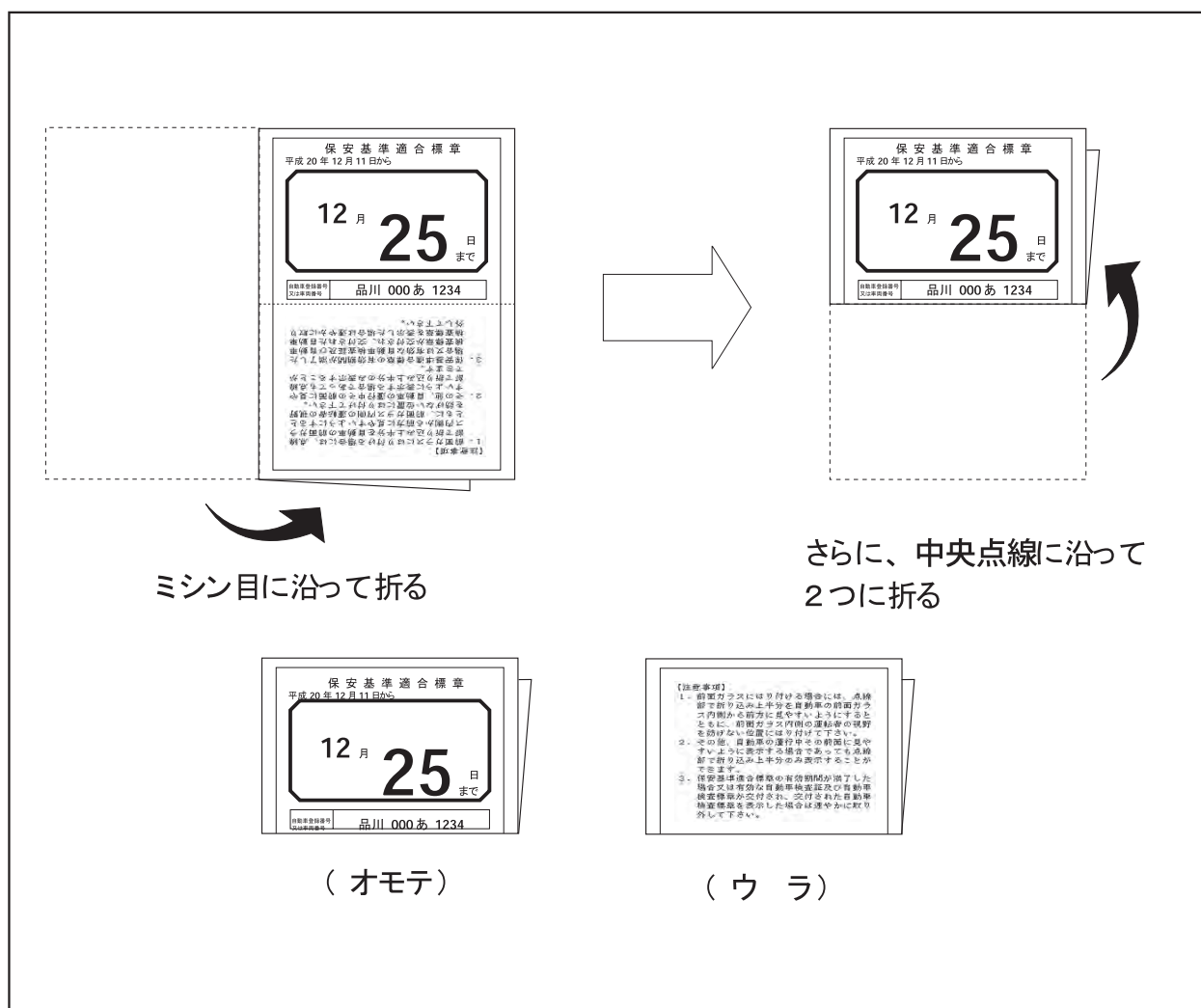


図 1

2. 貼付例

(1) 【適合標章を直接貼付する】

2つ折り（図 1）にした適合標章を透明な両面テープ等により貼付する。この場合、適合標章の2つ折りが崩れないように固定するとともに、貼付する際には両面テープ等が適合標章からはみ出さないようにすること。

(2) 【透明な適合標章表示用ビニールケース（以下、「表示用ケース」という。）に収納して貼付する】

2つ折り（図 1）にした適合標章と同程度サイズの透明な表示用ケースに収納し、貼付する。表示用ケースに糊面がない場合は透明な両面テープで貼付することも可能ですが、両面テープが表示用ケースからはみ出さないようにすること。

適合標章が不要となった場合は、表示用ケースごとフロントガラスから剥がすようにユーザーに周知して下さい。（表示用ケースを貼ったままにしないこと）

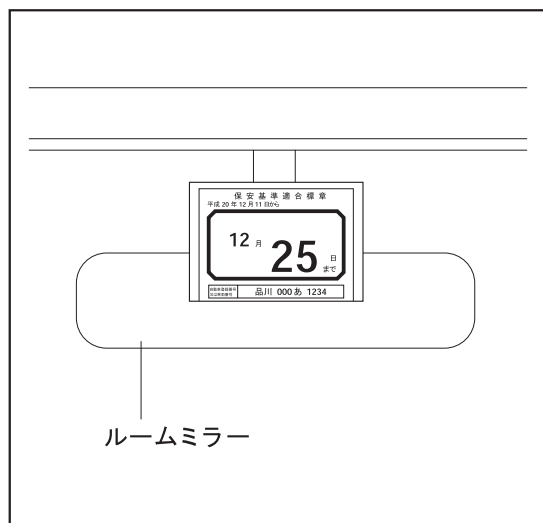
3. 貼付場所

車室内に後写鏡（以下、「ルームミラー」という。）があるか否かによって貼付場所が異なりますが、いずれの場合にあっても、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって、車両前方から適合標章の認識が可能となる位置に貼付する必要があります。

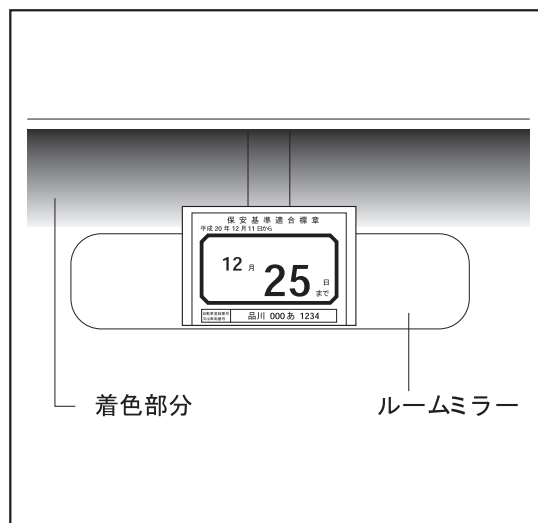
(1) 【車室内にルームミラーがある自動車】

ルームミラーの前方のフロントガラスの上部に貼付する。（例 1 参照）

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号（車両番号）の認識が困難となる場合は、ルームミラーに隠れる範囲内において認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。（例 2 参照）



例 1 （車両前方から見た状態）

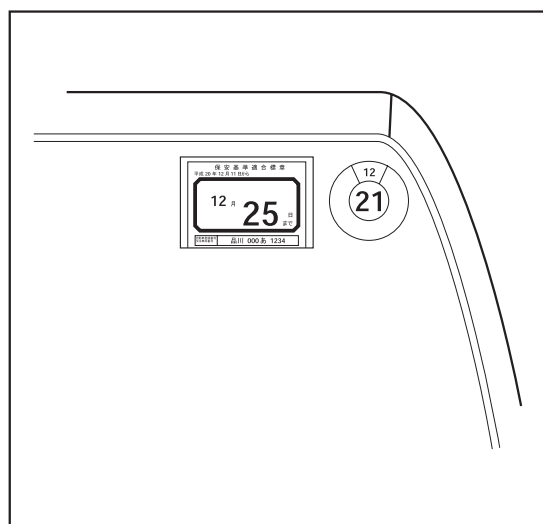


例 2 （車両前方から見た状態）

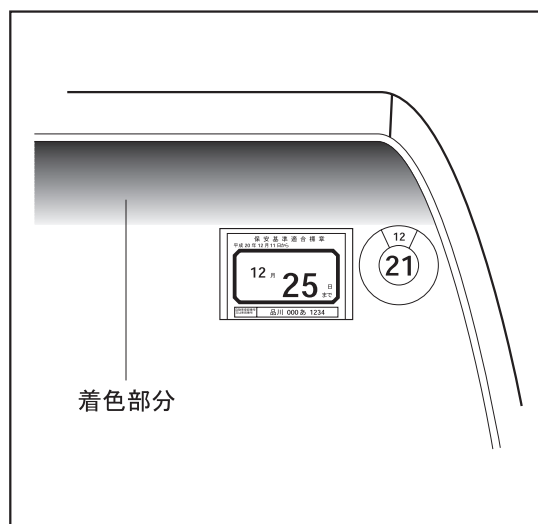
(2) 【車室内にルームミラーがない自動車】

運転席から最も遠い位置のフロントガラス上部に貼付する。（例 3 参照）

この場合、適合標章に記載された有効期間や自動車登録番号（車両番号）の認識が困難となるときは、認識が可能となる位置まで下方にずらした位置に貼付すること。（例 4 参照）



例 3 （車両前方から見た状態）



例 4 （車両前方から見た状態）

(3) 【その他（(1)又は(2)による表示が困難な場合）】

運転者が交通状況を確認するために必要な視野を妨げるおそれの少ない位置であって、適合標章の認識が可能となる位置に貼付すること。